

平成19年分所得税確定申告 平成20年度市県民税申告について

1. 申告をしなければならない人

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得のある人のうち、所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超えるときは、確定申告をしなければなりません。

給与所得者の場合は、次のとあります。

- (1) その年中の給与収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計金額が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受けている人で、主たる給与支払者以外からの給与収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人

※なお、(1)(2)(3)は、給与などのすべてに所得税の源泉徴収がされることが前提条件となっていますので、源泉徴収の規定の適用がされていない場合には、合計金額が20万円を超えていなくても確定申告が必要です。

2. 申告相談日程

〈神崎町地区〉

○相談会場：神崎市中央公民館 第1研修室

月	日	曜日	地区別日割	
			9:00~12:00	13:00~17:00
2	18	月	志波屋 的	朝 日・三 谷・仁比山 小 別・八 子
	19	火	城 原・二 子	石井ヶ里・竹 原
	20	水	鶴 西・鶴 東	馬 郡・右 原・東 山
	21	木	横 武・上六丁・下六丁	戸井土・莞牟田・本告牟田・池辺田
	22	金	山田・鶴田・姉川上分	姉川下分・姉川東分・姉川西分
	25	月	尾崎東分・尾崎西分	岩 田・唐香原
	26	火	平山・猪面・伏部・野寄	利 田・野 田・川 寄・柏 原
	27	水	一 丁 目	二 丁 目
	28	木	三 丁 目	四 丁 目
3	3	月	西 小 津 ケ 里	小 津 ケ 里
	4	火	協 和 町	永 歌・大 門
	5	水	本 堀	本 堀
	6	木	本 堀	神 納・大 依
	7	金	駅 ケ 里	田 道
	10	月	出 来 町	駅 通 り
	11	火	平 ケ 里	犬 の 目
	12	水	荒 堅 目・曾 根 ケ 里	藏 戸・野 目 ケ 里
	13	木	予 備 日	予 備 日
	14	金	予 備 日	予 備 日
	17	月	予 備 日	予 備 日

〈脊振町地区〉

○相談会場：脊振総合支所 1号会議室

月・日・曜日	地区別日割
2月18日(月)～3月17日(月) 土・日・祝日を除く	脊振町在住の方には、個人通知します。

※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

※例年実施されていました広域相談センターは、今年から廃止されました。

営業や譲渡所得・不動産所得のある方は税務署をご利用ください。

◎問い合わせ先

- | | | |
|---------|-------|----------|
| 神崎市役所 | 税務課 | ☎37-0114 |
| 千代田総合支所 | 総務企画課 | ☎44-2732 |
| 脊振総合支所 | 総務企画課 | ☎59-2111 |

〈医療費控除〉

支払った医療費の金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額が10万円（所得の合計金額が200万円までの人は、所得の合計額の5%）を超える場合に医療費控除の対象となります。

○申告期限日

3月17日(月)

〈千代田町地区〉

○相談会場：千代田総合支所 1-1会議室

月	日	曜日	地区別日割	
			9:00~12:00、13:00~17:00	
2	18	月	餘 江・迎 島	
	19	火	渡 瀬・仲 田 町 団 地	
	20	水	乙 南 里・小 森 田	
	21	木	下 板・大 島	
	22	金	新 宿・柴 尾・龍 尾	
	25	月	川 崎・出 来 島	
	26	火	柳 島・下 西・上 神 代	
	27	水	十 条・林 慶・上 地	
	28	木	崎 村・藤 東	
3	29	金	詫 西・上 西・中 津	
	3	月	下 犬 童・姉	
	4	火	上 黒 井・高 志・用 作	
	5	水	大 石・丁 太 田・下 神 代	
	6	木	黒 津・藤 西	
	7	金	下 直 鳥・東 野 ケ 里	
	10	月	上 犬 童・丙 太 田・小 鹿	
	11	火	上 直 鳥・大 野・境 原	
	12	水	快 楽・詫 東・下 黒 井	
	13	木	原 の 町・嘉 納	
	14	金	仁 戸 田・又 南 里・こ す も す 苑・ゆ と り	
	17	月	予 備 日	

この社会
あなたの税が
いきている！

